

ストップ!

遊休農地

農地はみんなの宝物



市町村・農業委員会・農業会議

かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう！

遊休農地が発生すると環境の悪化につながります



農地は荒らさず耕作しましょう！

農地の権利を有する者は…

「農地を農地として利用する責務」があります！

※農地法では、「農地の所有権・賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の「責務規定」が設けられています。

- ◆農地は「限りあるかけがえのない地域の貴重な資源」です。
- ◆農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すまでに大変な手間と労力がかかりてしまいます。
- ◆わが国の食料自給力を維持し、今後さらに高めるためにも、農地を有効に利用しなければなりません。
- ◆自ら耕作できない等、農地の利用でお悩みの方はお早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談下さい。



遊休農地の活用方向

自分で耕作できる

農業的活用

●作業委託等の活用

農作業を委託することで、作業負担を軽減できます。



遊
休
農
地

自分で耕作できない

農業的活用

●基盤整備と担い手への利用集積

国、都道府県、市町村の各種事業等を活用し、必要に応じて基盤整備等を行い、農業委員会の利用調整活動で、積極的に地域の担い手への利用集積を図っていきましょう。

●農業に参入する一般法人への貸付け

地元の企業（建設関連、食品関連など）等に農地を借りてもらうこともできます。

●市民農園・福祉農園等への利活用

市民農園に活用していくのも有効です。農業体験学習のための学童農園、心身に障害をもつ人々の健康回復に有効な福祉農園や園芸療法農園等への活用も進めていきましょう。

農地の買い手、借り手が見つからないとき

●農業委員会に相談しましょう（地域内で買い手、借り手を探す）。

●農業委員会に相談する等したが、地域内で買い手、借り手が見つからない場合には下記の方法もあります。

- ・「農地情報提供システム」（4ページ参照）の活用
- ・農地利用集積円滑化団体の農地所有者代理事業を活用して、借り手を探してもらうほか



環境保全・林業的活用

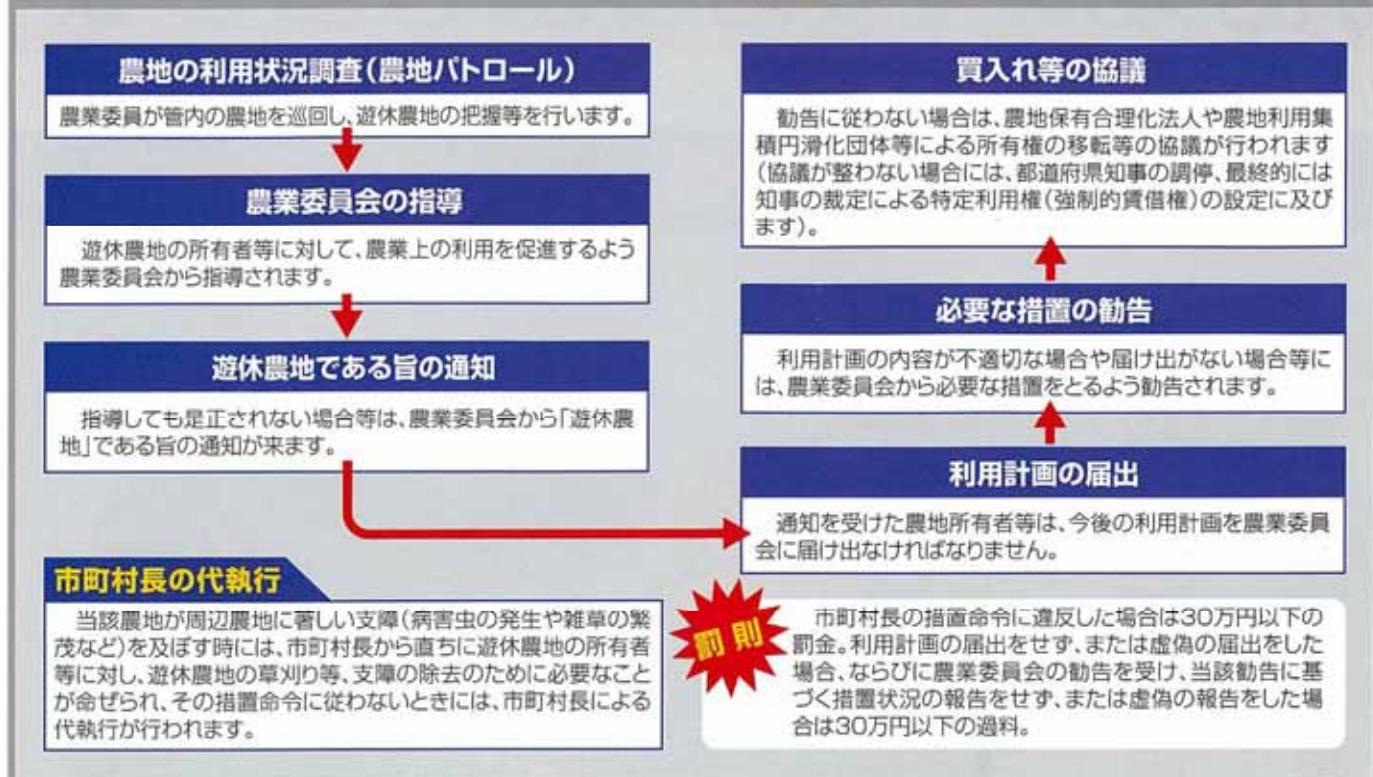
農地への復旧がどうしても難しい山間・谷地田等の遊休農地は、菜の花、レンゲなどの景観作物を作付けしたりケヤキ、イチョウ、ナラ、クヌギなどの広葉樹の植栽を進めましょう。

非農業的活用

遊休農地が宅地の中に点在するなど、農業活用、環境保全・林業的活用がどうしても難しい場合には、公共施設用地や宅地開発等の非農業的活用も必要です。



遊休農地を放つておくと法的措置がとられます!



農地の有効利用に

農地情報提供システム

をご利用下さい。

情報登録や閲覧、問合せは全て無料です。

郵送による情報登録も可能です。

- 最終的な交渉、契約は当事者間で行うことになりますが、契約等がスムーズにおこなわれるよう支援します。
- 登録いただいた情報について利用者から直接問合せ・相談を受けることはありません。
- 農地の賃借・売買にあたっては、農地法の許可が必要となります。

貸出・売却農地情報

- 所在地(大字まで)
- 地目、面積
- 現況、隣接道路
- 契約条件(売買価格、賃借料、賃借期間等) 等

登録

- 貸したい、売りたい農地の所有者
- 相続した農地の管理・処分に困っている方
- 離農者および離農を考えている方 等

賃借料情報

- 市町村ごとの地目別・利用状況別賃借料 等

その他

- 新規就農者受入支援情報
- 農地の賃借・売買Q&A 等

閲覧・問合せ

- 経営規模を拡大したい農家
- 新規参入を希望する方(個人・法人)
- 田舎暮らしを希望する方 等

インターネットで情報の登録・提供を行います。
貸したい・売りたい農地をご登録下さい。

農地情報提供システム

検索

ご連絡・
お問合せ先

全国農業会議所

農業委員会法に基づいて設立された農業者を代表する農業委員会の全国段階の組織です。

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8(中央労働基準協会ビル)

Tel.03-6910-1123 <http://agri.nca.or.jp/>

※転載・複写複製を禁じます